

木質バイオマス証明ガイドラインの適切な運用等について

令和8年7月

林野庁 木材利用課

新たな森林・林業基本計画～百年つづく『森の国・木の街』へ～

- 令和8年6月に策定された「森林・林業基本計画」では、国産材利用等の環境貢献の見える化を通じて、**利用拡大と幅広い需要創出(木の街)を推進**。林業・木材産業の体質強化と林業従事者の所得向上、造林から木材利用までを正の連鎖でつなぐ国産材サプライチェーンの構築を図り、**森林資源の循環利用と付加価値の創出(森の国)の確立**を目指す。

森林・林業基本計画(抄)(令和8年6月5日閣議決定)

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 林産物の供給及び利用に関する施策

(5) **木質バイオマスの利用**

将来にわたる木質バイオマスの安定的な需要先の確保に向けて、製紙やエネルギー利用に加え、新規用途の開拓など需要先の多様化を図り、バイオものづくりによる余すことのない木材利用を実現していくため、次の取組を推進する。

ア マテリアル利用(略)

イ **エネルギー利用**

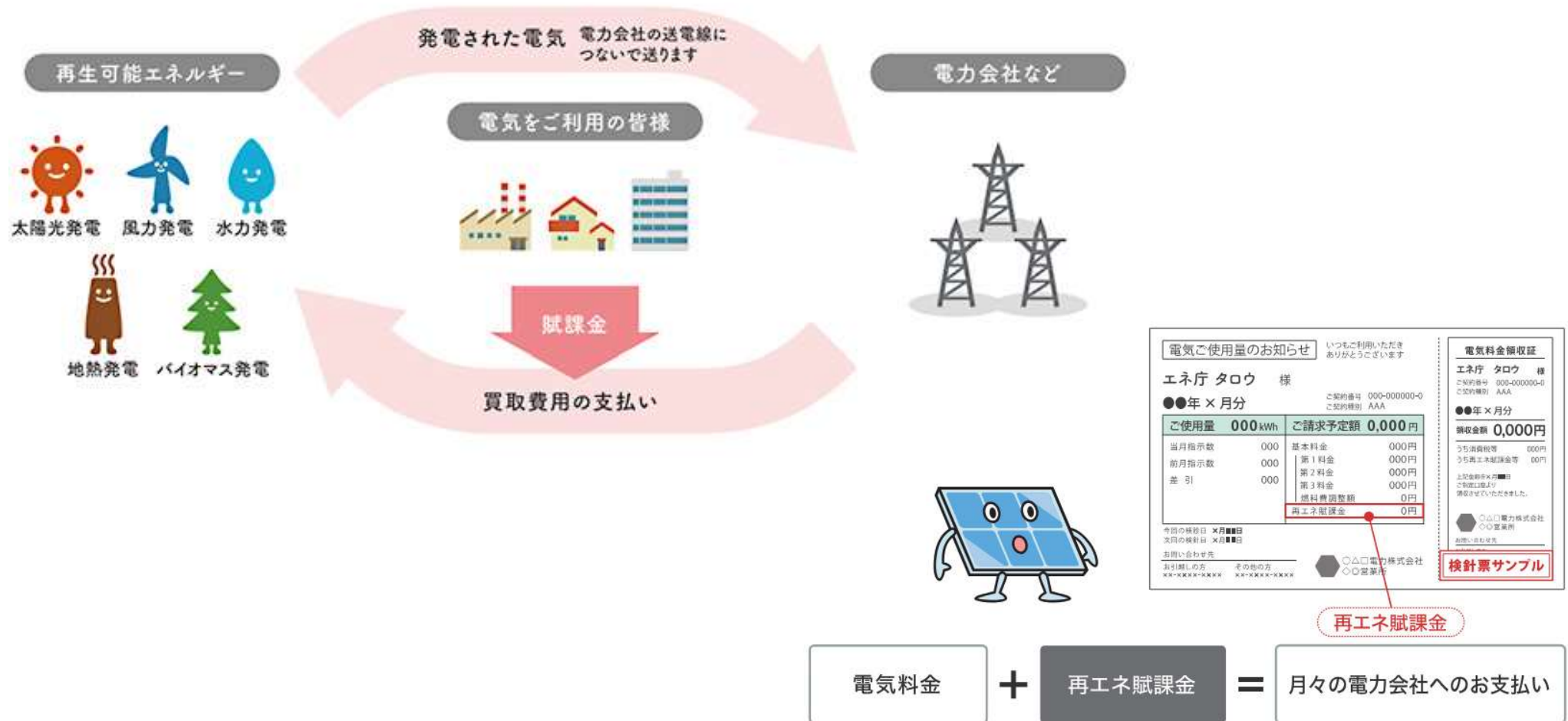
木質バイオマスのエネルギー利用に当たっては、**カスケード利用や未利用材の活用を基本とし、燃料の供給元としての森林資源の持続的利用を図る**ことが重要である。

このため、地域内エコシステムの構築等により、**エネルギー変換効率の高い熱利用や熱電併給について地域内での利用を推進**する。また、未利用材の効率的な運搬収集システムの構築、事例の普及、燃料品質の向上等を通じて**燃料材の安定的かつ効率的な供給を目指す**。さらに、関係府省連携の下、地域の農林業との調和を図りながら、エネルギー利用に適した早生樹や広葉樹の育林手法等の実証事業を進めるとともに、持続可能な航空燃料(SAF)等への活用に向けた検討を進める。加えて、木質バイオマス発電事業に関して、FIT・FIP制度における事業計画認定に伴う事前確認においては、都道府県林務部局により、既存需要との競合だけでなく、地域における森林資源の保続の確認がされるよう取り組む。あわせて、引き続き発電事業者と燃料材供給者との連携を図る。これらの取組は、木質バイオマス発電事業の自立化にも資するものである。

- ① 認定団体の責任と役割
- ② 証明ガイドライン(令和8年4月改正)の概要
- ③ 国内木質バイオマスのライフサイクルGHGの対応等

FIT/FIP制度の概要

- 平成24年「再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(再エネ特措法)が施行された。
- FIT/FIP制度では、再エネに係る電気の買取費用の一部は、電気利用者から集められる再エネ賦課金によって賄われている。



出典: なっとく! 再生可能エネルギー (資源エネルギー庁Webサイト)

FIT/FIP制度での木質バイオマスの取扱い

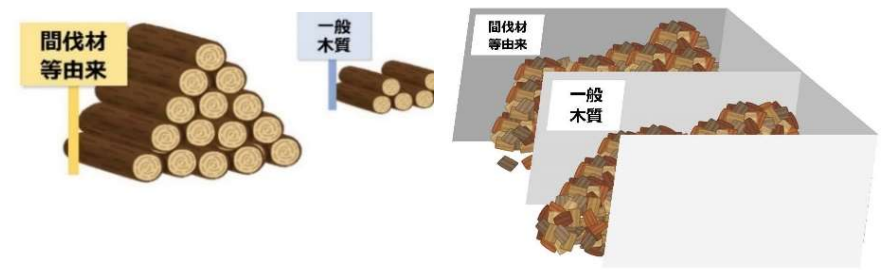
- 調達価格等算定委員会(資源エネルギー庁設置)での議論を踏まえ、バイオマス発電区分に応じた調達価格・基準価格が設定(間伐等由来、一般木質、建設資材廃棄物等)されている。
- 上記の区分では、間伐等由来・一般木質の由来証明が求められている。
- 間伐等由来・一般木質について、形状等で外形的に識別できないため、**由来区分ごとに適切に分別管理した上で、由来証明が必要**であり、**証明ガイドライン**で具体的な方法を整理している。

2026年度以降の調達価格/基準価格・調達期間/交付期間

電源	区分		1kWhあたり調達価格／基準価格※1			調達期間／ 交付期間	
			2025年度	2026年度	2027年度		
※11 バイオ マス	メタン発酵ガス(バイオマス由来)※12		下水汚泥・家畜糞尿・ 食品残さ由来のメタンガス		35円	—	20年間
	間伐材等由来の 木質バイオマス	2,000kW以上	間伐材、 主伐材※13	32円	—		
		2,000kW未満※12		40円	—		
	一般木質バイオマス・ 農産物の収穫に 伴って生じる バイオマス固形燃料	10,000kW以上 (入札制度適用区分)	製材端材、 輸入材※13、 剪定枝※14、 パーム椰子殻、 パームトランク等※15	入札制度により 決定 (第8回18.2円)	※17	※17	
		10,000kW未満※12		24円	—		
	農産物の収穫に伴って生じる バイオマス液体燃料 (入札制度適用区分)		パーム油、 カシューナッツ殻油	入札制度により 決定 (第8回18.2円)	※17	※17	
	建設資材廃棄物※12		建築資材廃棄物 (リサイクル木材)、 その他木材	13円	—		
	一般廃棄物その他バイオマス※12		剪定枝※14・木くず、紙 食品残さ、廃棄用油、黒液	17円	—		

出典:再生可能エネルギー FIT・FIP 制度 ガイドブック2026
(資源エネルギー庁)

由来区分ごとに分別管理(イメージ)



調達価格等算定委員会

調達価格や調達期間は、各電源ごとに、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に、価格目標や適正な利潤などを勘案して定められます。

具体的には、中立的な調達価格等算定委員会の意見を尊重し、経済産業大臣が決定します。

出典:なっとく! 再生可能エネルギー(資源エネルギー庁Webサイト)

木質バイオマス証明ガイドラインの役割

- ① 形状等で外形的に識別できない複数の調達価格・基準価格が設定されている木質バイオマス（間伐等由来、一般木質）の由来を証明すること。
- ② 国内木質バイオマスのライフサイクルGHGに係る情報を伝達すること。
- ③ 輸入木質バイオマスに係る持続可能性(合法性)の証明方法を提示すること。

○ 事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)抜粋(資源エネルギー庁)

- 森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマスと一般木質バイオマスについては、バイオマスの由来を証明することが必要である。詳細は、林野庁「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」を参照すること。
- ライフサイクル GHG の確認ができることを証明すること。現時点においてFIT/FIP 制度における森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス及び一般木質バイオマスのライフサイクル GHG(サプライチェーン上の伝達情報)を確認できると認められる認定等は、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく認定である。
- FIT/FIP制度においては、持続可能性が確保されていることが確認できる木材を燃料として認めているため、認定申請に当たっては、燃料調達に関する体制において、持続可能性(合法性)が証明された木材を用いていることを証明することが必要である。具体的には、林野庁「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」を参照すること。

木質バイオマス証明ガイドラインの内容

- 木質バイオマスの定義
- 間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明方法
- ライフサイクルGHGに関する情報の伝達等

○ 木質バイオマスの定義

- 間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、建築資材等廃棄物を定義

○ 木質バイオマスの証明方法

- 証明書を連鎖させる
- 証明を要する場面
 - ① 伐採段階(国産材のみ)
 - ② 輸入段階(輸入材のみ)
 - ③ 製材等の段階
 - ④ 加工・流通段階
- 証明書の記載事項
- 適正な運用の在り方
 - ① 自主行動規範の策定
 - ② 分別管理

○ ライフサイクルGHGに関する情報の収集・管理・伝達

木質バイオマスについての行政評価・監視内容(H29.7.4公表)

- ・ 総務省が、森林の管理・活用に関する行政評価・監視を平成29年7月4日公表。
- ・ 木質バイオマス分野においては、21発電設備、燃料調達98ルートに調査が行われ、その結果、農林水産省と経済産業省に対して木質バイオマス燃料の需給動向の把握・分析をすること、木質バイオマス証明ガイドラインの周知徹底を図ることなどの所見が示された。
- ・ 主な改善措置として、林野庁と資源エネルギー庁では現地調査を実施(毎年度5箇所程度)。

調査結果

調査した21発電設備のうち、
○12発電設備では間伐材等由来の燃料チップを計画どおり確保
○9発電設備では計画した量の燃料チップを確保できず

調査した19発電所98調達ルートにおいて
○素材生産業者が、本来一般木質バイオマスであるものを間伐材等由来として証明し、チップ加工業者から発電設備に納入したもの(1発電設備2ルート)
○チップ加工業者等が、必要な証明書等を入手せず、または必要な証明書を作成せず、間伐材等由来もしくは一般木質バイオマスとして発電設備に納入したもの(13発電設備29ルート)
○素材生産事業者等から、必要な証明書及び根拠書類の提出はあったものの、記載内容が不十分で伐採箇所を特定できなかったもの(10発電設備30ルート)

農林水産省及び経済産業省への所見

適切な調達価格が適用されるよう、木質バイオマス証明ガイドラインの周知徹底を図ること。(適正に運用されていたのは98ルート中39ルート)

経済産業省への所見

<経済産業省に対して>
調達価格が適正に適用されるために、農林水産省と連携し、木質バイオマス証明ガイドラインにそって適切な証明が行われているか確認できる実効性ある措置を講じること

対応状況

○ 林野庁とエネ庁は、都道府県の協力の下、ガイドライン運用状況現地調査を実施(毎年度5箇所程度)

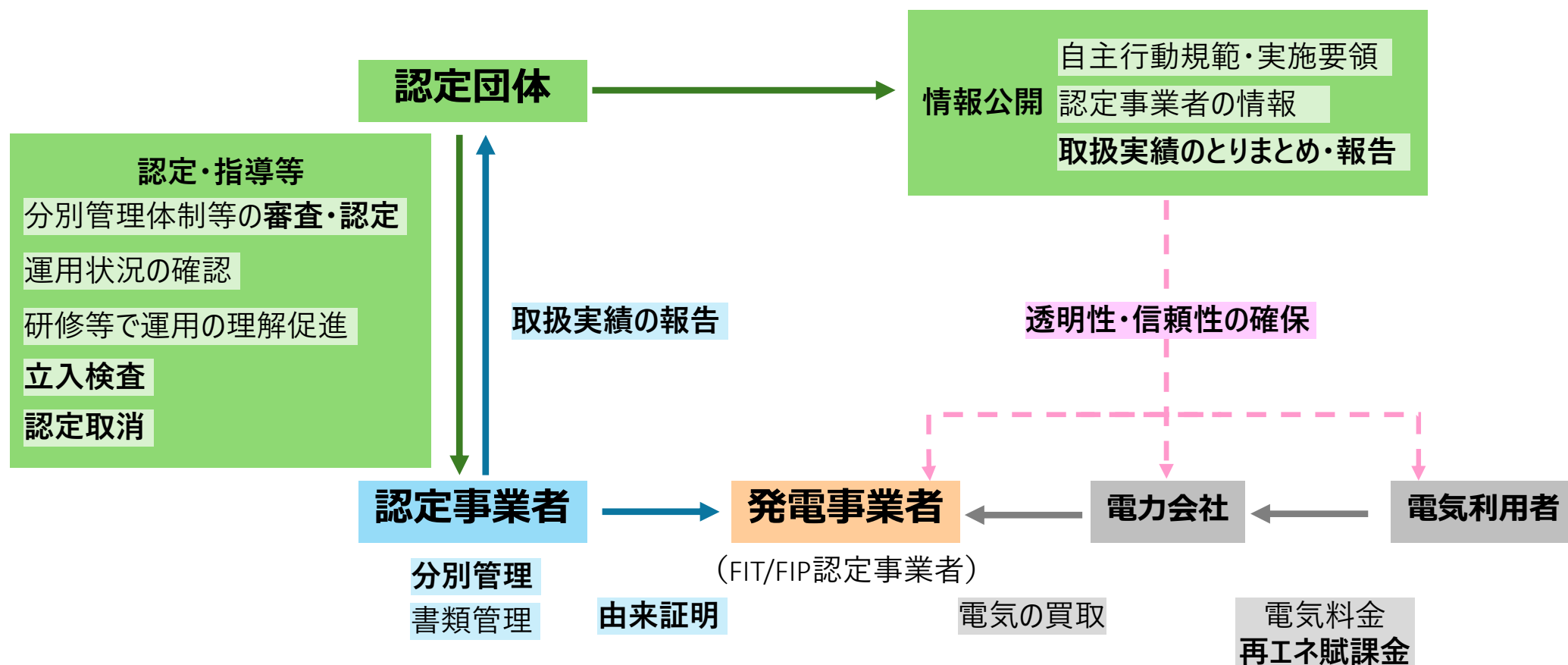
○ 認定団体にも参加を要請

○ 林野庁補助事業により、日本木質バイオマスエネルギー協会が、以下の取組を実施。

- ・認定団体向けガイドライン講習会
- ・ガイドライン運用状況現地調査
- ・アンケート調査の実施

証明ガイドラインの仕組み(認定団体による事業者の認定)

- 認定団体から認定を受けた事業者は、適切に分別管理し、由来証明書を証明・伝達する必要。
- 認定団体は、事業者に対する認定・指導等(分別管理体制の審査・認定、立入検査、認定の取消等)や情報公開(事業者の取扱実績のとりまとめ・公表等の対応)を行う必要。
- FIT/FIP制度に対する消費者の信頼性、認定に係る透明性を確保する必要。

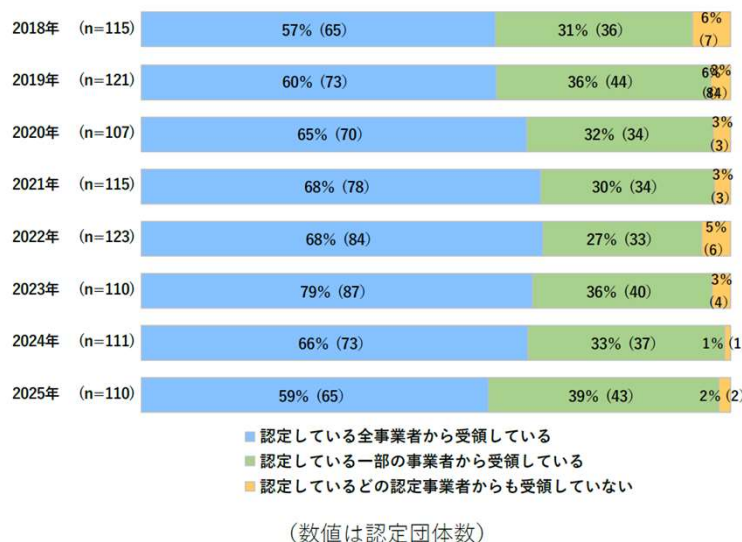
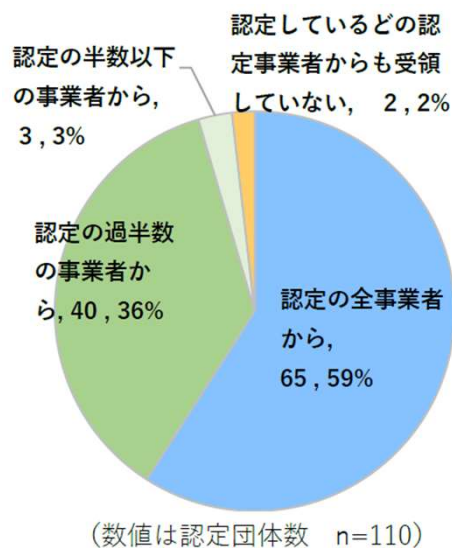


認定団体における証明ガイドラインの対応状況

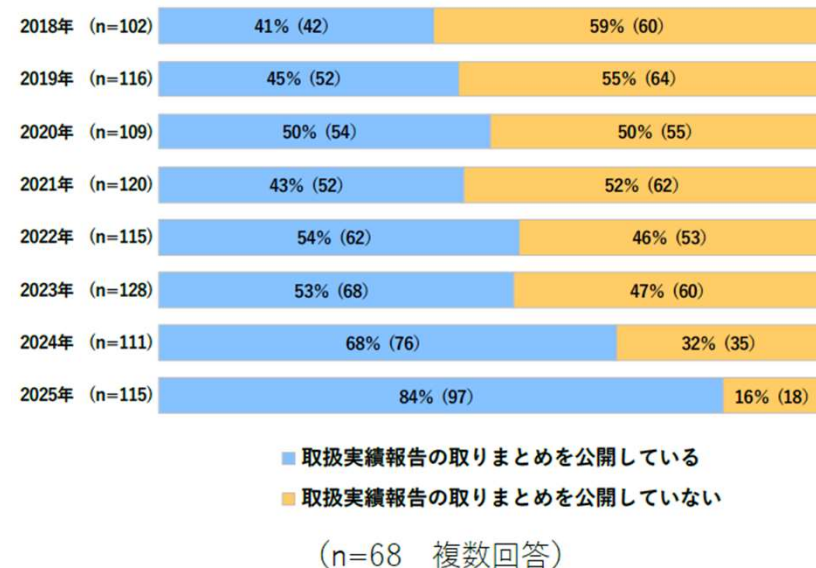
- 認定団体においては、事業者に対する分別管理体制等の審査・認定、認定事業者の公表、立入検査、認定事業者の取扱実績の取りまとめ・公表等の対応が必要。
- 認定事業者の取扱実績の取りまとめ結果を公表している認定団体が84%に留まるなど、証明ガイドラインに基づく対応は十分とは言えない状況。
- 認定事業者の情報について認定団体から公表されていない場合や、公表されていても情報が古い(更新されていない)場合が見受けられる。

認定団体の対応状況

認定事業者からの取扱実績報告状況



認定事業者の取扱実績の公表状況



出典:「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用に関する実態調査成果報告書(令和8年3月)
(日本木質バイオマスエネルギー協会)

木質バイオマス証明ガイドラインの適切な運用について

- FIT/FIP制度に基づく発電事業については、**再エネ賦課金を負担する電気利用者(国民)の信頼を確保**する必要があり、各種ルールの確実な遵守が求められる。
- 不適切な分別管理や証明書発行等が起きないように、**証明ガイドラインの適切な運用を確保**する必要。
- 取扱実績の未公表など不十分な点も見受けられるところ、改善されない場合は、林野庁から個別に状況を確認することも検討(資源エネルギー庁と共同で行う現地調査を含む)。

情報公開

以下を団体等のホームページにおいて公表してください。

- 「自主行動規範」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」
- 認定した事業者の名称や認定団体番号などの情報(最新情報を更新)
- 認定事業者の取扱実績報告の取りまとめ

認定事業者に対する指導等

不適切事案を防止し、信頼性を確保するため、以下の取組に努めてください。

- 認定(更新を含む)の審査は厳正に行う。現地調査の実施を積極的に検討する。
- 認定時以外にも、認定事業者の事務所・土場の訪問等を行い、証明書の記載内容や分別管理状況等ガイドラインの運用状況に係る確認を行う。
- 研修の実施等により、ガイドラインの運用に関する認定事業者の理解を促進する。
- 認定事業者が適切に分別管理を行っていない等の情報があつたときは、立入検査を実施し、不適切な事案を確認したときは、内容に応じて改善の指導や認定取消等を行う。

証明に対する透明性・信頼性の確保に向けて、認定団体の認定・指導等が適切に機能していることを示す必要。

- ① 認定団体の責任と役割
- ② 証明ガイドライン(令和8年4月改正)の概要
- ③ 国内木質バイオマスのライフサイクルGHGの対応等

必須事項

【各段階共通】

- バイオマスの種類
(間伐材等由来 / 一般木質)
- 木材の販売先
- 主な樹種、数量
- 発行者名

【伐採段階の証明書】

- 分別管理の明示
- 伐造届などの根拠書類の添付

【輸入段階の証明書】

- 分別管理の明示
- 森林認証などの根拠書類の添付

【製材等残材の証明書】

- 全ての木材が由来証明されたものであること

その他

- 認定番号(事業者認定を受けている場合)
- 建設資材廃棄物が混入していない旨(伐採段階のうち、森林以外の樹木の伐採に係る証明書)
- GHG関連情報(必要に応じて追記)
- 輸入木質バイオマスは、クリーンウッド法に基づく合法性確認木材である必要があるため、その旨を証明書に記載して伝達することも可能

改正ポイント② 証明書記載例の整理

バイオマスの区分及び証明段階ごとに、証明書の記載例を整理

- ・ 国産材 : ①伐採段階から
- ・ 輸入木質 : 一般木質の②輸入段階から 証明書の連鎖がスタートします

バイオマスの区分	証明段階	記載例
間伐材等由来	①伐採段階	別紙1 例1－1(民有林) 例1－2(国有林)
	②加工・流通段階	別紙1 例2－1 例2－2(納品書活用)
一般木質	①伐採段階	別紙2 例1－1(森林内) 例1－2(森林外)
	②輸入段階	別紙2 例2－1(認証材) 例2－2(個別企業)
	③製材等の段階	別紙2 例3
	④加工・流通段階	別紙2 例4－1 例4－2(納品書活用)

改正ポイント③ 証明書の発行のタイミング

納入ごと⇒証明書の連鎖の担保

- これまで、納入ごとの証明としてきましたが、事業者の皆様より証明書発行のコストに関して、厳しいご意見をいただいていた。
- ご意見を踏まえて検討した結果、証明書の連鎖が図られていることが制度上重要と判断しました。
- 証明書の連鎖とは、自らが証明書を発行する際には、その根拠となる証明書を全て取得した上で行う、という考え方であり、その連鎖が担保されていれば、納入ごとではなくても、適宜まとめた発行することも可能となります。

〔国産材の例〕

① 伐採段階の証明書
伐造届などの根拠書類を添付



伐採事業者



②

加工・流通段階の証明書
川上の事業者から提供を受けた証明書に基づき発行



チップ工場



発電事業者

- ① 認定団体の責任と役割
- ② 証明ガイドライン(令和8年4月改正)の概要
- ③ 国内木質バイオマスのライフサイクルGHGの対応等

FIT/FIP木質バイオマス発電に係るライフサイクルGHG

- ・ 経済産業省のワーキンググループ※¹では、FIT/FIPのバイオマス燃料の持続可能性について、技術的・専門的に検討されている。
- ・ 2022年の「第二次中間整理」に基づき、FIT/FIP木質バイオマス発電所の該当案件※²については、ライフサイクルGHG※³を算定し、基準値以下※⁴の燃料を使用する必要。
- ・ 各工程のGHG排出量は、資源エネルギー庁が設定する既定値を使用可能。
- ・ 発電事業者に対して、素材生産者・チップ製造者等は、既定値の根拠情報(**GHG関連情報**:原料区分、トラック最大積載量、輸送距離等) **を適切に伝達**する必要。

※¹ バイオマス持続可能性ワーキンググループ(バイオマス発電に係るFIT制度のあり方を専門的・技術的に審議する場として設置された検討会)

※² 2022年度以降にFIT/FIP認定を受けた1,000kW以上の発電案件
2021年度までのFIT/FIP認定で、燃料計画の変更認定を受ける1,000kW以上の発電案件

※³ バイオマス燃料の原料収集、輸送や加工、発電利用等の工程で排出される温室効果ガス(GHG:Greenhouse Gas)の総量。単位はg-CO₂eq/MJ電力。

※⁴ 火力発電(180g-CO₂eq/MJ電力)に比べて70%削減(54g-CO₂eq/MJ電力)。2029年度までは50%削減(90g-CO₂eq/MJ電力)で可。

ライフサイクルGHGの概念図

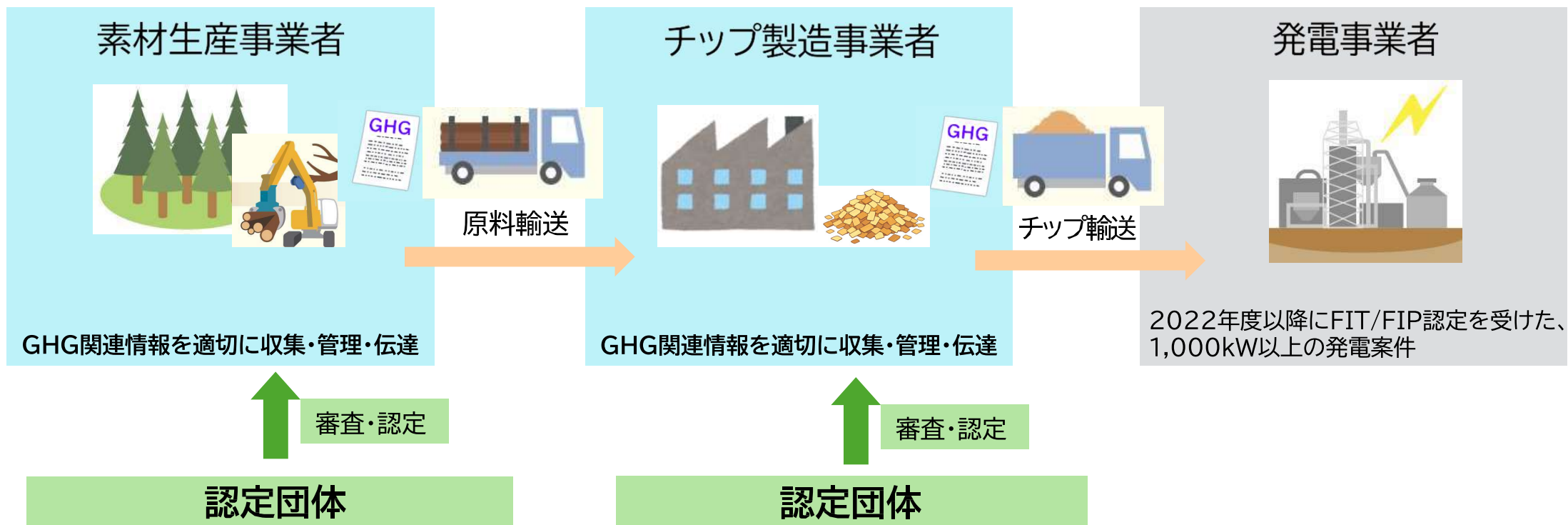
林業機械やトラック、破碎機の稼働等(軽油・電力等を使用)によるGHGの排出

燃焼によるCH₄、N₂Oの排出



国内木質バイオマスのGHG関連情報の管理・伝達の仕組み

- 国内木質バイオマスのGHG関連情報は、木質バイオマスの由来に関する情報と合わせて伝達。
- 事業者は、認定団体からGHGに係る認定を受けることが必要となります。
- 認定団体は、事業者がGHG関連情報を適切に収集・管理・伝達できるかを審査・認定する必要（自主行動規範を予め改正する必要）。
- 林野庁と資源エネルギー庁では、認定事業者のGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る実態等を把握するために、現地調査等を実施。



- 認定団体は、自主行動規範等を改正
- 事業者がGHG関連情報を正しく収集・管理・伝達することができるか審査し、認定

まとめ

- 証明ガイドラインでは、
①由来証明、②分別管理、③認定団体による事業者の認定等の方法を整理しています。
- 認定団体には、認定事業者等に対する認定・指導等※1、情報公開※2が求められます。
 - ※1 認定・指導等：分別管理体制の審査・認定、立入検査、認定の取消等
 - ※2 情報公開：事業者の取扱実績の取りまとめ・公表等の対応
- FIT/FIP材について、不適切な分別管理・証明書発行等の事案が起きないように、証明ガイドラインの適切な運用を確保する必要があります。
- ライフサイクルGHGの算定にあたり、GHG関連情報の適切な伝達等や認定・審査の体制構築が必要となります。

林野庁ホームページでの情報提供

R8年4月に改正した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」、ガイドラインQ&A、各種参考資料を掲載しています。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/hatudenriyou_guideline.html

